

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

| | |
|------------|---|
| Title | GHQによる日本石炭鉱業に関する占領政策 (2) |
| Author(s) | 大畑, 貴裕 |
| Citation | 広島大学経済論叢, 43 (3) : 45 - 53 |
| Issue Date | 2020-03-10 |
| DOI | |
| Self DOI | 10.15027/49229 |
| URL | https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00049229 |
| Right | Copyright (c) 2020 広島大学 |
| Relation | |



GHQによる日本石炭鉱業に関する占領政策（2）

大畑貴裕

1-3. 天然資源局の日本石炭鉱業に関する占領政策

本項の目的は、主に日本国内の天然資源関連産業を所管したGHQの天然資源局（NRS）が、石炭鉱業に関してどのような組織体制の下でどのような占領政策を策定しどのような活動を行っていたのかについて、その概要を解明することである。また本項の対象時期は、前述したように、ESSが石炭鉱業に対する直接的な監督権限を握り、NRSは主に専門的な調査業務を行うという所掌範囲が効力を持った1946年8月頃以降の時期とする。本項はこの分析を通して、NRSが石炭鉱業に関する活動を組織的・体系的に行っていたことを析出することを狙っている。

NRSは1945年10月の設置から1951年12月の廃止までの存続期間の大半において、所管した諸産業を農業分野、漁業分野、林業分野、鉱業分野の4つに大別しそれぞれに対応した部署を置いた⁵⁵。農業課（Agriculture Division）、漁業係（Fisheries Division）、林業課（Forestry Division）、鉱業・地質課（Mining and Geology Division）の4つである⁵⁶。これらの中で石炭鉱業を主管したのは、鉱業・地質課であった。そこで以下では、当課を主な分析対象として取り上げる。

1-3-1. NRS 鉱業・地質課の組織体制と石炭鉱業に関する任務

最初に、NRS 鉱業・地質課の組織体制の変遷を確認する。表2は、1946年6月から1951年4月までの期間、NRS 鉱業・地質課にどのような部署が存在し、またそれぞれに概ねどのくらいの人員が配属されていたかを示している⁵⁷。

まず、幹部から見ていくと、課長（Chief）には、1946年前半はT・A・ヘンドリクス（T. A. Hendricks）が務め、1946年6月頃から年末か1947年1月頃までクエンティン・D・シンジウォル

⁵⁵ 本文後述の「ライン」に当たる4つの課の他にNRS内には、時期によって相違もあるが、総務課、計画・政策課、資料・編纂課などの「スタッフ」と見られる部署も設置された。竹前栄治・中村隆英監修、高野和基解説・訳、前掲書、p. 51。なおNRSは1951年12月15日をもって廃止された。国会図書館のNRS文書のHP (<https://nnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/NRS.php>)；GHQ, SCAP, General Orders No. 31, 13 November 1951, ESS (A) 01528.

⁵⁶ ただし1951年中頃に農業課と漁業課は合併し農業・林業課（Agriculture and Forestry Division）となった。同上書、p. 53; Tokyo and Vicinity Telephone Directory, 1 Oct 1951, PT.2, 国会図書館請求番号：TEL-5/憲政/16。

⁵⁷ 表2では資料として『占領軍内線電話帳』（英語タイトルが号によって異なるため便宜上この名で呼ぶ。本稿では国会図書館所蔵の複製版を指し、その大半についての国会図書館での請求番号は表2を参照）を使っているが、表2の対象期間には各号に部署ごとに人名と電話番号が記載されている。ただ、NRSに関しては1946年4月までの号では人名は載っているが、「課」より下位の所属部署が不明であり、1951年5月以降の号になると部署ごとの電話番号の記載はあるが人名の記載が省略されるようになる。また当該資料には必ずしもその時点におけるある部署に所属する全ての人員が載っているわけではなく、最低限の人員しか載っていないと考えられる。

ド (Quentin D. Singewald) が就き、その後1947年5月頃までは空位であり、その間、ロバート・Y・グラント (Robert Y. Grant) が課長代理 (Acting Chief) を務めた。グラントは1947年5月頃に昇進して課長となり、その後1951年末まで課長を務めたと見られる⁵⁸。グラントは1946年9月まで占領軍所属の士官 (少佐) であったが⁵⁹、単なる軍人出身のGHQ官僚ではなく、鉱業や鉱物資源に一定の専門的知見を有していた⁶⁰。他の幹部職としては、時期によって異なるが、課長補佐 (Assistant Chief) や副課長 (Deputy Chief)、行政官代理 (Acting Administration officer)、技術補佐官 (Technical Assistant) が置かれた。1948年から1949年頃にかけて副課長を務めたジェームズ・S・ドッジ (James S. Dodge) は1946年9月に鉱物係所属であり、また1950年頃から1951年ま

表2 鉱業・地質課の部署・人数の変遷

単位：人

| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|---------|---------|---------|-----------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
| | 46年6月 | 46年7月 | 46年9月 | 46年11月 | 46年12月 | 47年2月 | 47年3・4月 | 47年5・6月 | 47年7・8月 | 47年10・12月 | 48年4月 | 48年7月 | 48年10月 | 49年4月 | 49年7月 | 50年1月 | 50年4月 | 50年7月 | 50年10月 | 51年1月 | 51年4月 |
| 課長等の幹部や書記 | 3 | 1 | 2 | 3 | 4 | 3 | 3 | 5 | 5 | 4 | 3 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 燃料係 | 2 | 1 | 4 | 4 | 6 | 6 | 6 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 石油係 | - | - | - | - | - | - | - | 3 | 2 | 1 | 3 | 3 | 3 | 3 | 5 | 3 | 2 | 2 | - | - | - |
| 固形燃料係 | - | - | - | - | - | - | - | 3 | 4 | 5 | 3 | 4 | 4 | 4 | 6 | 4 | 4 | 3 | - | - | - |
| 燃料資源係 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 4 | 3 | 3 |
| 鉱物係 | 3 | 3 | 7 | 6 | 9 | 13 | 13 | 13 | 11 | 11 | 9 | 8 | 6 | 6 | 7 | 7 | 8 | 6 | - | - | - |
| 鉱物経済係 | 2 | 2 | 2 | 4 | 2 | 5 | 5 | 5 | 4 | 7 | 3 | 4 | 4 | 4 | 3 | - | - | - | - | - | - |
| 鉱物・金属資源係 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 6 | 2 | 3 |
| 冶金係 | 4 | 4 | 3 | 2 | 4 | 5 | 5 | 5 | 2 | 2 | 3 | 4 | 3 | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 | - | - | - |
| 水資源係 | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | 1 | 1 |
| 合計 | 15 | 11 | 18 | 19 | 25 | 32 | 32 | 34 | 28 | 30 | 24 | 26 | 24 | 24 | 26 | 20 | 19 | 16 | 13 | 8 | 9 |

資料：国会図書館憲政資料室所蔵『占領軍内線電話帳』（複製）。請求番号は次の通り（1から21の数字は表上部の番号と一致）：
 1. TEL/3/憲政/3、2. TEL/3/憲政/4、3. TEL-3/憲政/5、4. TEL-3/憲政/7、5. TEL-3/憲政/9、
 6. TEL-3/憲政/11、7. TEL-4/憲政/1、8. TEL-4/憲政/3、9. TEL-4/憲政/5、10. TEL-4/憲政/6、11.
 TEL-5/憲政/1、12. TEL-5/憲政/2、13. TEL-5/憲政/3、14. TEL/5/憲政/4、15. TEL-5/憲政/5、16.
 TEL-5/憲政/6、17. TEL/5/憲政/7、18. TEL/5/憲政/9、19. TEL/5/憲政/10、20. TEL-5/憲政/12、
 21. TEL-5/憲政/13。

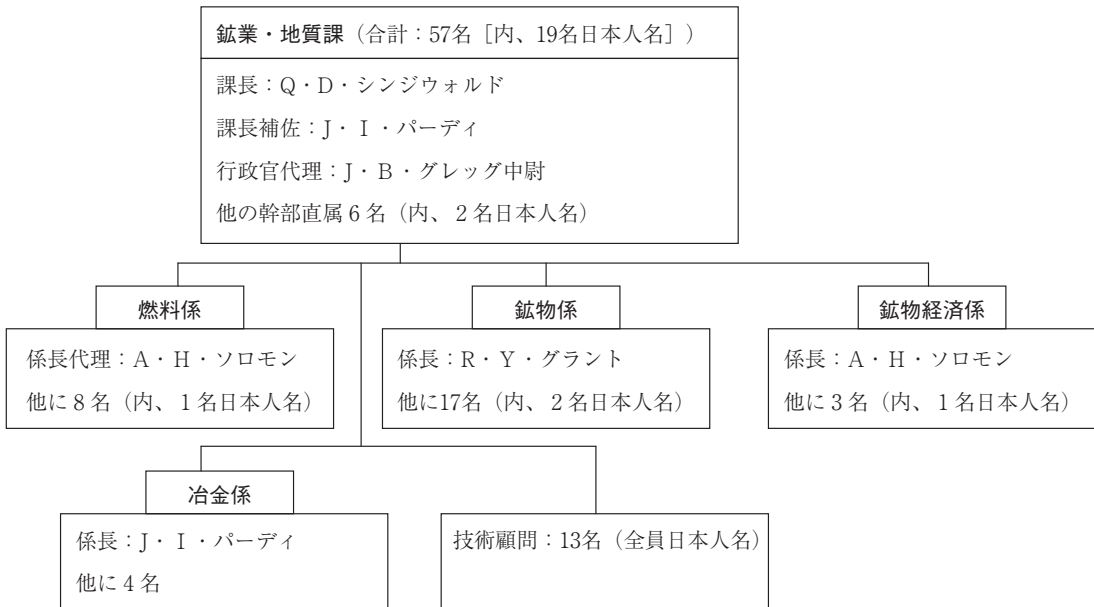
⁵⁸ 『占領軍内線電話帳』から1951年4月にグラントが課長であったことが分かる。さらに次のような文書から1951年10月に課長であったことが分かる。NRS, [タイトルなし] (NRS所属者リスト), October 1951, NRS10463.

⁵⁹ グラントは1946年9月19日まで占領軍の軍人としてNRSに所属していたが、退役した上で10月1日付で改めてNRSに所属する手続きをしている。Mining and Geology Division, “2. Personnel” [全12枚のタイトルなしの文書の2枚目], NRS12709.

⁶⁰ 『占領軍内線電話帳』から分かるように、1946年1月には当課に所属し、課長就任前まで本文後述の「鉱物係」所属であり、さらに1946年9月にはその係長を務めていた。Mining and Geology Division, “1. Organization Chart: (30 Sep 46)” [全12枚のタイトルなしの文書の1枚目], NRS12709. また、次の資料の末尾の自署の下に記された肩書欄に、NRS 鉱業・地質課長に加えて「科学顧問」(Scientific Consultant) と記していることからグラントを専門家と判断することができる。Robert Y. Grant, “Functions and Responsibilities of the Branches, Mining and Geology Division,” 22 May 1947, NRS10121.

で、後任の副課長を務めたアルバート・H・ソロモン（Albert H. Solomon）は、1946年1月には当課に所属しており、同年9月に燃料係長代理および鉱物経済係長を務めていた⁶¹。このように少なくとも1948年以降の幹部は、鉱業や鉱物資源に関する専門性か何年かにわたる鉱業分野の占領行政の経験を有しており、名ばかりの素人官僚ではなかった。また幹部直属と見られる書記・秘書（Chief Clerk等）も置かれた⁶²。

図1. 鉱業・地質課の組織図（1946年9月30日現在）



資料：Mining and Geology Division, "1. Organization Chart: (30 Sep 46)," NRS 12709.

注：1. 「日本人名」とした者は姓も名ともに日本人名の者。なお日本人名の者の内、3名の名は一般的に女性名であり秘書と推測される。2. 「合計」では複数の部署に所属する者を1名として算出。

組織編成に関しては表2から、NRS 鉱業・地質課には常時3つから5つの係（Branch）が設置されていたことが分かる。1946年中頃から1947年中頃までは基本的に、図1にもあるように、燃料係（Fuels Branch）、鉱物係（Minerals Branch）、鉱物経済係（Mineral Economics Branch）、冶金係（Metallurgy Branch）の4つが置かれ、これらの係以外に日本人からなる技術顧問（Technical Consultants）も置かれていた⁶³。そして、グラントが課長になった1947年中頃に燃料係が分割されて、石油係（Petroleum Branch）と固形燃料係（Solid Fuels Branch）が置かれた。この5系の体制が2年ほど続き、この時期は人員数においても比較的充実した時期であった。人員は1947年5月・6月頃に34名の最高数を記録し、その後減ったものの、それでも1949年7月頃まで約

⁶¹ Mining and Geology Division, "1. Organization Chart: (30 Sep 46)," op. cit.; 『占領軍内線電話帳』。

⁶² 以下の役職や部署に関する記述は特に記載がない限り、『占領軍内線電話帳』に拠った。

⁶³ 表2から分かるように1946年6月頃までの時期にはNRS 鉱業・地質課内に水資源係（Water Resources Branch）が設置されていたが、その後撤廃され、本文で後述するように1950年夏・秋頃に再設置された。また日本人の技術顧問（団）は1951年末まで存続したかどうか、現時点では資料上の制約から判然としないが、日本の鉱業全般を知悉していたとは考えられないGHQ官僚を支援するために人数を縮小させつつ存続したと思われる。

25名の人員を抱えた。しかし1949年後半期になると、鉱物経済係が廃止され、人数も徐々に減らされていった。1950年夏から秋にかけて最後と見られる再編が行われて、燃料資源係 (Fuels Resources Branch)、鉱物・金属資源係 (Minerals and Metals Branch)、水資源係 (Water Resources Branch) の3系の体制となり、人員も減らされつつ、そのままNRS廃止時まで続いた。そして、これらの係の内、石炭鉱業を主管したのは、当初は燃料係であり、次に固形燃料係、最後に燃料資源係であった。

次に、それらNRS内の石炭鉱業の主管部署の任務規程について確認しよう。資料上の制約から現時点では、以下に挙げる1947年5月22日付文書で規定された固形燃料係の任務規程しか把握できていないが、それは前後の時期の石炭鉱業主管部署の任務規程と大きな差はなかったと考えられる。前述したように、1946年中頃に定まったGHQ内における石炭鉱業に関する監督行政上のNRSの地位・権限の範囲には、その後、大きな変化はなかったからである。この1947年5月22日付文書は、NRS 鉱業・地質課長グラントが課員の採用活動用に作成したと推測される「鉱業・地質課の諸係の職務と責任」と題された文書である⁶⁴。ここには、前述の5つの係全ての任務規程が記載されている。鉱物係、固形燃料係、石油係、冶金係の4つはほぼ同様の任務規程が定められているが、鉱物経済係の任務規程は他の係とはやや異なる構成となっている。以下では、固形燃料係を中心に任務規程の内容を見ていく。

固形燃料係の任務規程について、上記の文書は次の3部に分けて記している。「A. 資源」(Resources)、「B. 石炭・褐炭鉱業」(Coal and Lignite Mining)、「C. 活動」(Operations)の3つである。「A. 資源」の項目では、石炭と褐炭に関して埋蔵量や最大生産能力や潜在的な生産能力に関する最新の情報を把握するよう、また石炭生産地域に関する調査計画(日本人が行うべき計画も含む)を策定・実施するよう定めている。また日本のかつての海外の統治・占領地域(朝鮮半島や満州、華北、台湾、南方地域等)における石炭の情報を収集するよう求めている。

「B. 石炭・褐炭鉱業」では、一般的な任務規程と個々の鉱山に対する任務規程とが分けて記されている。一般的な任務規程としてはa項からg項まで7点挙げられ、当該産業の技術的問題を早期に把握するために産出量に関する現在の監視(surveillance)を維持すべきこと、産出量に関する情報は個々の鉱山の推定値の集成に基づくこと、また技術情報の調査と収集の必要性、それに石炭鉱業関連の組織や政府機関の活動やそれらにおける役職者等に関する情報を入手すること、等が定められている⁶⁵。

そしてd項とg項で、次のように石炭鉱業への介入のための計画策定を指示している点は注目に値する。d項では次のように定められた。「当該産業が直面する問題は変化するであろうが、時折、鉱業・地質課の立場から見て矯正措置(corrective action)を必要とする問題が生じるかもしれない。少なくとも完成された骨子を持ち注意深く考えられた計画が・・(引用者省略)・・矯正措置を行う際に先に策定されているべきである」。またg項では次のように規定している。「調査計画に加えて、石炭・褐炭鉱業の改善へと至る積極的な計画が必要とされる。調査が産業全体の基礎から見て技術的もしくは他の点での改善(technical or other improvements)の必要性を示す

⁶⁴ Robert Y. Grant, "Functions and Responsibilities of the Branches, Mining and Geology Division," op. cit. この冒頭に「雇用可能な人員(available personnel)の職務をより明確に定義し責任の割当を明確にするために」文書を作成した由が、記されている。

⁶⁵ 当該資料では、情報・データの「収集」や「集成」に対応する語としてcompileとcompilationが多用されていることから、単なる収集等ではなく、日本人提供の情報の取捨選択を含む分析・編集過程を経よう求める意思がグラントによって暗に強調されているように思われる。

場合はいつでも、日本人の注意を改善の必要性へと向けさせることを企図した計画が考案されるべきである。この措置に続いて、日本人がこれらの必要とされる改良策を実施することを支援する方法が計画されるべきである。・・(引用者省略)・・。策定されうる計画の例として挙げられることは、日本の炭鉱地帯内の地質学的条件や設備補修に関する深い理解に関連付けつつ、地下における採掘活動の改善へ至る措置に取り組むことや、もしくは産出量増大の方法として日本の石炭・褐炭埋蔵地への露天掘りの適用の可能性を判断するための調査へと至る措置に取り組むことである」(傍点は引用者)。

これらの文章では、NRS 鉱業・地質課が、主に地質学的・技術的な観点から石炭鉱業の生産面の改善を行うために計画策定を行うことが明示されているが、それにとどまらない措置を行うことが含意されているように思われる。それは、上記の資料全体を通して当課が策定した計画に関する実施主体(GHQ 他部署)との調整についての規定が見当たらない点(NRS に自由裁量の余地をできる限り残そうとしたと解釈できる)や⁶⁶、上記引用文中で傍点を置いた文句から分かるように技術的要素以外の別の観点からの計画策定を示唆していることから推測することができる。前述したように、本来、生産面への直接的な政策発動の権限(監督責任)は1946年8月以降、ESS にあり、NRS の基本的任務は専門的な情報を集めESS 等へ提供することにとどまるはずであった。つまり、日本石炭鉱業へ、問題点の改善を求めて何らかの措置を強制する指令を発する権限はESS にあった。しかしながらNRS 鉱業・地質課がより積極的な関与をあきらめていなかったことが、上記の任務規程から推測することができる。実際に、後述するように、NRS 鉱業・地質課は、機会があるたびに地質学的・技術的要素以外の観点からの勧告もESS 等のGHQ 他部署へ実施して、自らの主張・政策を実現させようとした。

次に、「B. 石炭・褐炭鉱業」の個々の鉱山に対する任務規程を見ておこう。a 項から e 項までの5点が挙げられている。そこでは、一般的な任務規程と同様のことを日本国内の主要炭鉱に対しても実施することが定められている。主要鉱山ごとに情報ファイルを作成することが定められており、より詳細に日本国内の石炭鉱業を把握しようとする意志を有していたことが分かる。

「C. 活動」の部では、固形燃料係は他のGHQ 諸局か占領軍の許可を受けた日本政府の機関へ情報を提供する義務を有することや、技術書の図書館を維持することが定められている。

最後に、この1947年5月22日付文書で定められたNRS 鉱業・地質課内の他の4つの係の任務規程についても簡潔に述べておく。鉱物係は石炭以外の鉱物や石炭鉱業以外の鉱業全般に関して、石油係は主に原油や石油採掘業に関して、冶金係は金属製品や冶金産業に関して、固形燃料係と同様の任務が定められた。鉱物経済係は、他の係と協力しながら、調査や情報収集を行うように定められていたことは固形燃料係等とほぼ同様であるが、他の係と異なる任務として、「日本の諸機関の研究活動への監視を監督すること」を担っていた点を挙げるができる。研究機関や研究者に関するファイルの作成と保存も、当係の責任とされた。

⁶⁶ GHQ 内では、ある占領政策を策定・実施する際にはGHQ 関連部署と協調しその同意を得ることが定められていた。大畑貴裕、前掲書、pp. 47-48。NRS 内でもこの点は了解されていたと考えられる。NRS 官僚の業務手順の規程を参照。NRS, "Standing Operating Procedure, Annex D, Correspondence," p. 2, 31 January 1946, NRS08404.

表3. 1946年7月1日から9月30日の期間の天然資源局鉱業・地質課の主要活動

| 日付 | 相手（文書送付先、勧告先、同意相手、会合相手） | 活動内容 |
|---------|-------------------------|--|
| 7月2日 | PHW | DDTの粉末成分の原料とする朝鮮産の葉蠟石と滑石に関するデータを通知。 |
| 7月9日 | 肥料諮問委員会 | インドシナのラオカイのリン鉱床のデータの報告書を提出。 |
| 7月13日 | OCE | 朝鮮におけるセメント産業のデータを通知。 |
| 7月15日 | ESS | 天然資源局の報告書「日本の石炭産業の経済統制」の草稿をESSの参考のために送付。 |
| 7月16日 | G-4、OCCIO、G-3 | ジョホール等において本国送還の優先順位の高い日本人油田技師のリストを送付。 |
| 7月16日 | | 日本の白雲石資源の現地調査を完了。 |
| 7月19日 | ESS | 日本の軽金属産業につき、平時の生産スケジュールが許可されるよう提案。 |
| 7月22日 | ESS | 日本における亜鉛、コバルト、マンガンのデータを通知。 |
| 7月22日 | OCE | 占領軍建設計画用に九州のセメント工場と炭鉱のデータやリストを提出。 |
| 7月23日 | | 日本のコバルト資源の現地調査を完了。 |
| 7月30日 | | 日本のニッケル資源の現地調査を完了。 |
| 7月30日 | ESS | ESSが作成する石炭問題に関する文書用に石炭に関するデータを口頭で通知。 |
| 8月7日 | 帝国石油会社 | 石油の調査・開発計画の遅延について話し合うための会合を開いた。 |
| 8月7日 | | 日本・朝鮮・満州における鉄鋼冶金過程の調査を完了。 |
| 8月6日・7日 | 進歩党・社会党・共産党などの指導者 | 会合を開き、政党指導者が深刻な石炭状況を考慮することを確実なものとするために石炭増産計画の提出を求めた。 |
| 8月8日 | ESS | 鉄鋼業の賠償撤去は日本経済に最も打撃が少ないように行うよう勧告を送付。 |
| 8月9日 | ESS | 46-47年のアルミニウム生産量・消費量の推定等を提出。 |
| 8月12日 | G-4 | 46年9月・10月に日本の原油生産量は6月より10%増加見込みと口頭で通知。 |
| 8月13日 | ESS、G-4 | 46年11月末までに太平洋側の精製事業復旧の指令を日本政府へ出すことに同意。 |
| 8月15日 | | 日本の石膏資源の調査を完了。 |
| 8月15日 | | 日本の石灰岩・石灰資源の現地調査を完了。 |
| 8月16日 | | 満州の主要生産者のいる撫順の炭田の調査を完了。 |
| 8月19日 | GS | 石炭庁長官と石炭統制会長の免職を要望するGHQ参謀長宛チェックシートに同意。 |
| 8月22日 | | NRSが立ち上げた（initiated）毎週火曜日夜放送の石炭増産を公に支援するためのラジオ番組が放送開始。 |
| 8月23日 | ESS | 48年輸入計画に関連して、滑石に関するデータを提出。 |
| 8月23日 | ESS | 47年7月から48年6月の日本の原油生産量見込みは約188万7千バレルと口頭で通知。 |
| 8月26日 | | 諸情報や今後の包括的調査のための勧告等を含む日本のコークス産業に関する記録用覚書を準備。 |
| 8月27日 | ESS | 日本石炭鉱業が必要とする物資・輸入品としてゴムや綿等の繊維品、石油、タングステン（タングステン）のリストを提出。 |
| 8月29日 | ESS | 朝鮮向けの石炭の低品質と輸出の不規則性に関する記録用覚書を送付。日本石炭鉱業会等に問題ありと。 |
| 9月3日 | 帝国石油会社 | いくつかの主要油田の開発を助ける措置に関して同意。 |
| 9月4日 | ESS、G-4 | ESS、G-4と協力して原油生産費の調査を完了。この調査の結果、大蔵省は生産者価格の引き上げに賛成した。 |
| 9月6日 | ESS | ESSで輸入計画策定に使用される今後2年間の毎年の日本の黒鉛生産量見込みを通知。 |

| 日付 | 相手（文書送付先、勧告先、同意相手、会合相手） | 活動内容 |
|--------|-------------------------|--|
| 9月9日 | ESS | 30トン（品位99.6%）と125トン（品位95%）のマンガンの輸出について同意。 |
| 9月9日 | | 日本の低温乾留工場の調査を完了。 |
| 9月10日 | | 日本のクロム鉄鉱資源の調査を完了。 |
| 9月11日 | ESS | ESSで輸入計画策定に使用される46年8月～12月末の期間と47年1年間の日本の銅生産量見込みを通知。銅、真鍮、青銅の在庫量も通知。 |
| 9月11日 | ESS | 鉄鋼、セメント、他の建築資材、アルミ、マンガン、石油精製、合金鉄製錬、低温乾留、鉱業全般の賠償政策に関する勧告を提出。 |
| 9月12日 | GHQ副参謀長 | 日本の主要炭田等の石炭生産に関する現地調査の結果分析を提出。 |
| 9月13日 | G-4 | 46年8月1日時点の石油開発計画の要約と商工省作成石油開発5か年計画の複製を送付。 |
| 9月13日 | | 日本の合金鉄の冶金の調査を完了。 |
| 9月17日 | G-4 | 朝鮮のムコ港からの石炭船積やサムチョク炭田近辺の石炭生産量等のデータを提出。 |
| 9月17日 | ESS | 日本の精製済み硫黄の在庫や生産量等のデータを提供。 |
| 9月19日 | | 日本のタングステンとモリブデンの冶金の調査を完了。 |
| 9月20日 | CPC | 蘭領東インドのパンカのスズ産業についてのデータを提出。 |
| 9月23日 | GHQ参謀長 | 日本の石炭国有化の議論は現行の石炭増産計画を危険にさらすと通知。 |
| 9月24日 | ESS | 石膏、バナジウム鉱、黒鉛、ケイ砂等の輸入に同意。現時点での銅、スズ、鉛の輸入に反対。 |
| 9月24日 | ESS | 米軍第8軍要求の石膏2万5千トン、化粧ボード50万枚の46年年末前の輸入に同意。 |
| 9月26日 | ESS | 軍用・産業復興用に日本の石炭を今後6か月に100万トン配分するよう求める朝鮮（駐留米軍）の要望についての専門的調査等を勧告。 |
| 9月26日 | ESS | 石炭増産と炭鉱等の復興の重要性の故、物資の十分な割当が保証されるべきと勧告。 |
| 3か月間継続 | GHQ諸局、米軍第8軍、日本の諸機関 | 石炭増産のために密接なコンタクト。一連の会合で石炭増産のために、石炭生産者への報償特別手当制度の導入や現行の補助金制度の廃止を強く主張。日本政府の石炭関連の公共事業計画を評価。 |
| 3か月間継続 | | 石油生産量を調査し、現在の油田地帯の調査計画を策定。油田開発の可能性のある地域の現地調査も継続。 |
| 3か月間継続 | | 各地域の鉱業団体や鉱物の割当・輸送、鉱業内の統制についての現地調査を含む調査全般を実施。 |
| 3か月間継続 | | 日本の鉱業について日本側の情報を補完するために鉱山、工場、製錬・精錬所の現地調査を実施。朝鮮においても調査中。 |
| 9月 | ESS | ESS作成の月報用に各月の鉱物生産統計を提出。 |
| 9月 | 日本の金属生産に関する諸機関の代表 | 当課の要望で金属生産に関する統計の合併・省略化・改善のための委員会を設置。 |

資料：Mining and Geology Division, "3.The principal activities of the Mining and Geology Division from 1 Jul and 30 Sep 46 have been as follows," NRS12709.

注：1. 活動内容の欄の網掛けは、石炭鉱業に直接関連していることを表している。2. アルファベット記号はGHQおよび進駐している米軍の幕僚諸局を意味している。それぞれ次の通り：ESS：経済科学局、GS：民政局、G-4：参謀第4部、PHW：公衆衛生福祉局、OCE：工兵司令官局（Office of the Chief Engineer）、CPC：民間財産管理局、OCCIO：防諜指令官部（Office of the Chief Counter Intelligence Officer）。

1-3-2. NRS 鉱業・地質課の石炭鉱業に関する占領政策と活動

ここでは、上述したような任務規程の下で、実際にNRS 鉱業・地質課が石炭鉱業に関してどのような占領政策を策定しどのような活動を行っていたのかについて検討する。そのための資料として、1946年7月から9月までの3か月間の当課の主要活動の概略を日付順に記した資料を使用する⁶⁷。ESSとNRSの石炭鉱業に関する所掌範囲がちょうど定められた時期のため「端境期」とも言える時期であるから、これから推測できることをもってただちにその後の政策・活動内容一般とみなすことには注意が必要であるが、現時点でNRS 文書等に存在するNRSの石炭鉱業関連の資料を瞥見した限りでは、他時期と比べて政策・活動内容に大きな違いがあるようには思われない。

上記の資料の記載事項を網羅したものが表3である。石炭鉱業以外の産業に関連した活動内容も含まれているが、石炭鉱業関連のものが最も多く、全体の約30%を占めている。なお、前述したように、NRS 鉱業・地質課内でこの時期の石炭鉱業を主管していたのは燃料係であった。

表3のNRS 鉱業・地質課の石炭鉱業関連の事項を整理すると、以下の(1)から(4)までの4つに大別することができる。これらは以後も、基本的に踏襲された政策・活動内容であったと考えられる。

(1) 調査・研究。NRS 鉱業・地質課は、表3から分かるように、石炭鉱業に関して現地調査を含む幅広い調査を実施していた⁶⁸。やや特殊な調査としては、8月16日付記載事項のように満州の炭田の調査や、9月9日付記載事項の通り低温乾留工場に関する調査を実施しているし⁶⁹、また8月26日付記載事項のようにコークス産業に関しても調査を実施もしくは計画していることが分かる。このような調査を継続的に実施することによって、NRS 鉱業・地質課は、下記の活動の基盤となる日本石炭鉱業に関する幅広い知見を蓄えていったと考えられる。

(2) GHQ 諸局・占領軍への情報提供。これは、それら機関の活動を側面から支援するために実施したものである。NRS 鉱業・地質課は上記(1)の活動を通して入手した情報を、7月22日付記載事項や7月30日付記載事項、9月12日付記載事項、9月17日付記載事項のように、おそらく提供先の機関からの直接の要請に対応して提供した場合もあったし、7月15日付記載事項のESSへの報告書提供がそうであると思われるが、自発的に情報提供を行った場合もあったと考えられる。

(3) GHQ 諸局・占領軍への見解や要望の通知。これは基本的には、それらの他機関が進めていたり所管していた占領政策に対して、自らの見解や要望を伝えて反映させようとしたものである。この点に関して表3から、NRS 鉱業・地質課の基本方針は、石炭増産のために石炭鉱業の復興を支援するものであったと判断することができる。例えば、8月27日付記載事項や9月26日付記載事項のように、当時の慢性的な物不足を反映して、石炭鉱業が必要とする諸物資を割り当てるように求めている。また9月23日付記載事項からは、石炭国有化問題に関して石炭増産の観点

⁶⁷ Mining and Geology Division, “3. The principal activities of the Mining and Geology Division from 1 Jul and 30 Sep 46 have been as follows” [全12枚のタイトルなしの文書の4～12枚目], NRS12709.

⁶⁸ NRS 鉱業・地質課の現地調査については後述する。

⁶⁹ 低温乾留は石炭乾留工業で 사용되는技術である。石炭乾留工業とは石炭を蒸焼きにして熱分解を起こしガス、タール、コークスを生産する産業を指す。低温乾留によって石油代用品ともなる低温タール等を製造することができる。徳富正孚、前掲書、pp. 205-209。

からGHQ参謀長に国有化反対を主張していることが分かる。さらに表3の末尾から6つ目の欄にあるように、この3か月間、GHQ諸局や占領軍、日本側機関と石炭増産のために何度も会合を開き、独自と見られる増産施策の実施を訴えていたことも分かる。

GHQの他機関管轄のその他占領政策に関する活動としては、例えば8月19日付記載事項の公職追放や、9月11日付記載事項の賠償政策を挙げることができる。

(4) 日本人へ直接働きかける活動。これに関しては、8月6日・7日付記載事項のように、NRS鉱業・地質課が社会党や共産党などの政治団体の指導者らと会合を開いて、石炭増産の重要性をより深く理解させようとしたり、また8月22日付記載事項のように、石炭増産を訴えるラジオ放送の開始に寄与した事例をあげることができる。